

秋田市告示第302号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月23日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	旧	太田沢本線	秋田市南通宮田129番2地先 秋田横森一丁目152番地先	1,683.1	4.60 ～ 9.70
	新	太田沢本線	秋田市南通宮田129番2地先 秋田市横森一丁目152番地先	1,720.3	4.60 ～ 38.2
市道	旧	東通明田線	秋田市東通明田218番地先 秋田市東通明田72番3地先	447.10	1.30 ～ 5.50
	新	東通明田線	秋田市東通明田218番地先 秋田市東通明田72番3地先	417.60	1.30 ～ 9.50

2 区域変更および供用開始の期日 令和4年12月25日

3 縦覧期間 令和4年12月23日から令和5年1月18日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで